

今年の健診受診しましたか!?

- ※自分の身体について考えたことがありますか?
- ※日頃の生活を振り返ってみてどうですか?
- ※知らない間に病気が進行しているかも:

5月17日から31日にかけて住民健診が実施されましたが、受診ができなかった人やこれまで健診を受けたことがない人へ、「健診」の重要性を皆さんにご理解いただき、身体を守るためにはどうすれば良いのか、医療費を抑制するためにはどうすれば良いのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

■そもそも「健診」・「特定健診」ってなに?

健康診断の略称で、病気の有無を調べるとともに、身体の状態や変化を診ることを言います。さらに特定健診とは、心筋梗塞や脳梗塞の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健診です。生活習慣病の発症予防・重症化予防に役立ちます。



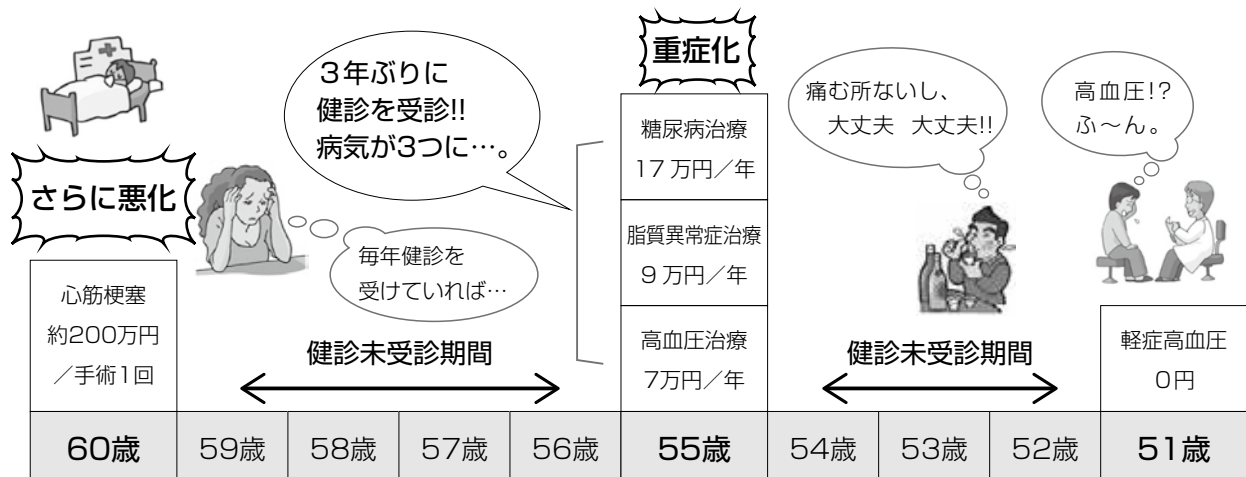
■重症化って何のこと?

脳血管疾患や心筋梗塞または人工透析になった状態のことです。これは糖尿病や高血圧などの生活習慣病が悪化した結果、発症します。和水町の国民健康保険（国保）では「高血圧・高血糖」を健康課題として、発症予防・重症化予防に力を入れています。

それでは、重症化することで医療費にどれくらいの影響が出るのか、事例で紹介いたします。

※51歳で「軽症高血圧」だったAさん。健診を受けていなかったために、知らず知らずのうちに55歳の頃には重症化し医療費が大変なことに。その後も健診を受けず適正な治療をしなかったために60歳でとうとう手術をすることに。

- ・健診を受けていれば...
- ・早めに治療していれば...



上記の事例は決して他人ごとではありません。いつ自分の身に起こるかわからないからこそ、年に1度の健診の受診が大切なのです。

■今年健診を受けておきたい! そう思った人:

ご安心ください。和水町では5月の健診のほかに次の健診を実施します。

- ・町立病院健診: 6月~実施
 - ・医療機関健診: 6月~実施
- お申し込みがまだの人、5月の健診を受診できなかった人、ご連絡をお待ちしています!

■最後に

特定健診は800円で受診することができます。1年に1度800円を支払うのか、健診を受けず、将来高額な医療費を支払うリスクを抱えて生活するのか、自身の身体と健康について今一度、考えていただければと思います。

問い合わせ先
本庁 税務住民課 国保年金係
☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係
☎0968・34・3111
(内線752)

熊本地震で被災した宅地の復旧を支援します

平成28年熊本地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被災者の負担軽減を図るため、「熊本地震復興基金」を活用し、個人施工の復旧工事などに対する費用（50万円以上）の一部を支援（補助）します。

●対象となる宅地

平成28年熊本地震発生時に住宅（民間企業や団体などの社宅や寮は含まない。）の用に供されていた土地。

○対象となるもの

例）戸建住宅

アパートおよびマンション（1宅地、1所有者とみなす）

店舗（事務所）併用住宅のうち住宅の用に供する部分

×対象外

例）住宅となる家屋がない倉庫・納屋、店舗、事業所および事務所、工場、事業用倉庫、社宅、その他住宅とは認められない建築物

●対象となる工事

宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事。ただし、構造基準を満たすものへの変更を含む。

- ・のり面の復旧工事
- ・擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）
- ・地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む。）

●地盤改良工事

液状化が発生したとみられる区域における、液状化再発防止のための住宅建屋（住宅及び住宅に付属する用途に供する建築物。）下の地盤改良工事。

●住宅基礎の傾斜修復工事

住宅建屋（住宅及び住宅に付属する用途に供する建築物。）の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事。

※平成28年熊本地震により被災した宅地の復旧工事等であって、既に工事が完了しているものも含む。

×対象外

- ・他の補助制度などによって施工する、または施工した工事
- ・分譲住宅などの宅地開発の事業中（造成工事等）である土地における工事
- ・併用住宅の用に供されている宅地における工事で非住宅部分に相当する工事
- ・復旧工事等に要した費用が50万円以下の工事

●補助額

被災宅地の所有者等が対象工事の施工に要した額（対象工事实額）から50万円を控除した額に3分の2を乗じた額。

例）対象工事实額が500万円の場合

$(500万 - 50万) \times (2/3) = 300万円$ （補助額） 200万円（個人負担額）

※対象工事实額とは対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計。（消費税及び地方消費税を含む。）

※補助上限額633万3千円（対象経費-50万円×2/3）

※補助額1,000円未満の端数は切り捨て。

問い合わせ先 本庁 建設課 住宅係 ☎0968・86・5726

イメージ図

